

中央労基協 Report

令和6年12月

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和6年度 年末年始無災害運動を実施します！

運動標語：「今年もやります！基本作業の徹底 年末年始も無災害」

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で54回目を迎えます。皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開しましょう！

実施期間：令和6年12月1日から令和7年1月15日まで

事業場の実施事項または確認事項

- ・経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ・安全衛生パトロールの実施
- ・KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ・化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ・転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ・職場のハラスメント防止につながる取り組みの推奨 等



※実施要領等詳しくは、中央労働災害防止協会ホームページをご確認ください。



発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトのご紹介

各労働局（労働基準関係）や労働基準監督署が開催する説明会等の開催状況をみたり、参加の申込や受付ができるサイトです。参加ご希望の説明会等を選択し、表示されるメニューから申し込みください（ただし事前に参加要請のあった事業場に限るものなど参加のできないものも掲載されています。）。



トップページ

キーワードを入力

検索

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

文字サイズの変更

標準

大

特大

労働局(労働基準関係)・労働基準監督署主催の説明会



説明会を開催する労働局を選んでお申込みください

トップ > 基本情報

こちらは都道府県労働局（労働基準関係）・労働基準監督署が主催する説明会等への参加お申し込みの受付を行うサイトです。都道府県名をクリックすると、各労働局（労働基準関係）、各労働基準監督署の説明会等の一覧が表示されます。参加ご希望の説明会等を選択し、表示されるメニューから参加をお申し込みください。

説明会を開催する労働局を選択

北海道

青森
岩手
宮城
秋田
山形
福島

福岡
大分
佐賀
宮崎
長崎
鹿児島
熊本

鳥取
島根
岡山
広島
山口

滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
和歌山

新潟
富山
石川
福井

徳島
香川
愛媛
高知

岐阜
静岡
愛知
三重

千葉
東京
神奈川
山梨

茨城
栃木
群馬
埼玉
長野

- 北海道
- 東北
- 北関東
- 南関東
- 北陸
- 東海
- 関西
- 中国
- 四国
- 九州・沖縄



令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

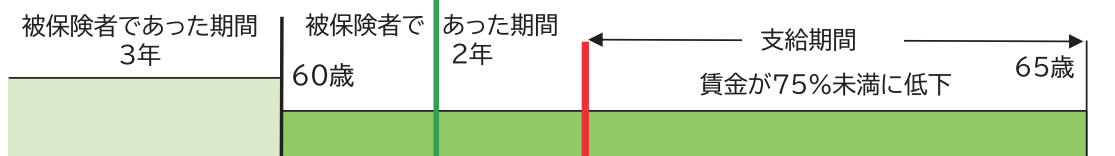
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



受給資格発生(被保険者であった期間が5年を満了することとなった日)

※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満了することとなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

労 災 保 険

二次健康診断等給付のご利用について

労災保険の二次健康診断等給付は、職場の定期健康診断等直近のもの（以下「一次健康診断」という）の結果に基づいて、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できる制度です。

事業主の皆様におかれましては、制度をご理解いただき当該労働者を把握の上、二次健康診断等給付を利用してください。

二次健康診断等給付の対象者

- 1 一次健康診断において「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定」の4項目すべてにおいて「異常の所見」が認められること。
- 2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
- 3 労災保険の特別加入者でないこと。

二次健康診断等の給付内容

- 1 二次健康診断
 - ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビン Alc 検査
 - ④負荷心電図検査または胸部超音波検査のいずれか一方 ⑤頸部超音波検査
 - ⑥微量アルブミン尿検査
- 2 特定保険指導
 - ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

請求手続き

二次健康診断等給付請求書（様式 16 号の 10 の 2）と一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常があると診断されたことを証明できる書類を添付して、「労災保険二次健康診断等給付医療機関」に受診する。

留意点

- 1 二次健康診断等給付は、指定された労災保険二次健康診断等給付医療機関のみ受診できます。
- 2 1 年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間）に 1 回のみ受診できます。

※詳しくは、厚生労働省ホームページまたは労働局、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

労災保険給付に関するQ & A

Q1 当社は建築関係の内装業を営んでいます。通常は建設会社の下請けをもっぱら行っており、とくに当社として労働保険（労災保険）に加入はしていませんでした。

先日、当社の従業員が所属事業場への通勤途中に負傷してしまいました。
この通勤災害の労災給付は受けられますか。

A1 建設事業における元請、下請事業の保険関係については、下記により処理されることとなります。

①自宅から直接元請負人の事業場（工事現場）へ出勤する場合の通勤災害については、元請負人の保険関係により保険給付が行われることとなります。

②自宅から下請負人の事業場（事務所等）を経由して元請工事現場へ赴く場合については、被災労働者の被災当日の就労場所が明確な場合については、元請負人の保険関係で保険給付が行われることとなります。

なお、就労場所が不明であり、いったん下請負人所属の事業場へ出勤してからでないと、就労場所が確定しない場合については、被災労働者に係る保険関係（事務所労災）が成立している場合は、その保険関係により保険給付が行われることとなります。

上記設問の場合については、上記②の処理となります。

ただし、当該事業場は労働保険（労災保険）に加入していなかったということですので、その処理については、最寄りの労働基準監督署へ確認する必要があります。（労災給付が受けられないということはありません。）

Q2 下請所属労働者が、同日の就業場所として、異なる元請現場間を移動する際に負傷した場合は、どの保険関係により保険給付が行われることとなりますか。

【事例】



A2 B元請の工事現場での就労が終了し、新たにC元請の工事現場への就労のために向かう通勤となるので、その間の負傷はC元請の工事現場での保険関係により保険給付が行われることとなります。

（自宅と事業場との間の移動と同様）

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和6年度講習カレンダー〔令和6年12月～令和7年3月〕
 (公社)東基連 中央労働基準協会支部 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	使用テキストの改訂等に伴い、金額が変わる場合がございます。申込時に再度ご確認ください。受講料につきましては、WEB	受講費(円) 受講料+テキスト代(税込)		12月	令和7年 1月	2月	3月
			技能講習		会員	23,210		
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者技能講習		一般	15,180		22(水) 23(木)			
石綿作業主任者技能講習		一般	15,180	12(木) ~ 13(金)	16(木) ~ 17(金)	20(木) ~ 21(金)	13(木) ~ 14(金)	
法定講習等		会員	12,650	3(火) ~ 4(水)				
安全管理者選任時研修		一般	14,850					
化学物質管理者講習 (取扱事業場向け 1日間)		会員	15,070			17(月)		
		一般	18,370					
受検準備講習		会員	19,030		27(月) ~ 29(水)			
衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】		一般	22,330					
		会員	16,170		27(月) ~ 28(火)			
衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】		一般	19,470					
		会員	9,460		29(水)			
衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】		一般	11,660					
人事労務講習等		会員	未定				7(金)	
女性活躍推進セミナー		一般	未定					

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。 2024/11/15現在
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】

年末年始無災害運動用品販売のお知らせ

厚生労働省では、災害が増加する年末に「年末にむけた労働災害防止の取組みについて」と題して安全衛生対策をお願いしております。

それらを踏まえて、令和6年12月1日から令和7年1月15日まで年末年始無災害運動が行われます。

(公社)東基連中央労働基準協会支部では、健康で快適な職場づくりをお手伝いするため、年末年始無災害運動のポスター等を販売しております。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

お申込みお待ちしております。



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/taikai.html#nenmatsu>